

○岡山市介護ロボット普及推進事業実施要綱

令和6年 4月25日

(目的)

第1条 本事業は、介護ロボットのうち、介護事業所の職員の負担軽減及び要介護者等に対する見守り、日常動作補助、精神的ケア等に資するものの中で、有効性等が特に高いと認められるもの（以下「対象介護ロボット」という。）を無償で貸し出すことで、その利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条及び第8条の2に規定する全ての介護サービスを提供する事業所をいう。
- (2) 介護ロボット 以下のいずれかの要件を満たす機器をいう。
 - ア ロボット技術（情報を感知し、判断し、動作する、という3つの要素技術を有する、知能化した機械システム）を適用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する機器
 - イ 技術革新やメーカー等の製品開発努力等により、新たに開発されるもので、従来の機器では実現できなかった機能を有する機器
- (3) 要介護者等 法第7条に規定する要介護者及び要支援者をいう。

(事業の内容等)

第3条 本事業は、岡山市が本要綱で指定する対象介護ロボットを、委託する介護ロボット製造事業者等から、介護事業所に対し、3か月間無償で貸し出しする。

- 2 貸出期間は、前期：令和6年7月～9月、後期：令和6年11月～令和7年1月とする。（補助金の手続きにより変動する場合あり。）

(対象介護ロボットの指定)

第4条 本事業で指定する対象介護ロボット、メーカー、型番、指定窓口、窓口住所等及び予定台数は、別表第1のとおりとする。

(申請者の要件)

第5条 申請者は、介護事業所を運営する法人の代表者とする。

- 2 責任者は対象介護ロボットを借り受けようとする介護事業所の管理者とする。
- 3 対象介護ロボットを借り受けようとする介護事業所は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 介護ロボットの取り組みに意欲があり、積極的な姿勢が期待できる者
- (2) 運営指導等で改善の必要があると指摘を受けたことについて、全て改善できていること

(利用の申請)

第6条 申請者は、本要綱に定める条項及び次に掲げる事項について全て同意した上で、介護事業所責任者に、対象介護ロボットを使用させる介護職員等に当該内容を遵守させ、又は使用させる要介護者等に遵守するよう管理させることを前提に、岡山市介護ロボット普及推進事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を岡山市に提出しなければならない。

介護事業所責任者は、市委託業者が示す対象介護ロボットの取扱い及び使用方法や事故等に関する注意事項をよく理解し、細心の注意を怠らないこと。

(貸出対象介護事業所の決定)

- 第7条 市長は、前期、後期ごとに前条の規定により利用の申請を募集し、申請があったときは、審査の上、利用の可否を決定する。対象介護ロボット貸出可能台数を、申請台数が上回った場合など、予定数量を上回ったときは、前条及び介護ロボット普及促進の立場から最適と考えられるよう配分を調整の上、決定する。
- 2 市長は、前項により利用を決定した者には、岡山市介護ロボット普及推進事業利用決定通知書（様式第2号）により、利用申請を却下した者には岡山市介護ロボット普及推進事業利用申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(対象介護ロボットの提供)

第8条 対象介護ロボットは、市委託業者から、介護事業所の住所地において引き渡す。

- 2 介護事業所責任者は、市委託業者から注意を受けた事項を遵守すること。なお、付属品の追加又は消耗品が必要である場合、申請者の負担により原則として市委託業者から調達すること。
- 3 介護事業所責任者は、対象介護ロボットの性能を最大限活用できるよう検討し、介護現場での事故の危険性について十分協議した後、前項の注意事項に沿うよう、介護職員等又は要介護者等に使用させるものとする。
- 4 介護事業所責任者は、要介護者等に貸し出すときは、基本的に介護職員の見守りができる範囲内で使用させ、事故及び貸与物の毀損のないよう注意を怠らないこと。見守りロボットなど在宅の要介護者等に貸し出すときは、その使用方法などをこまめに確認できる体制を整えること。
- 5 介護事業所責任者は、借り受ける対象介護ロボットの効能の評価に資するよう、

利用する介護職員等又は要介護者等について事前及び事後の状態を記録すること。
また、期間中適宜、介護事業所内職員間で評価、検討するなどして、その効果を増進させるよう努めること。

- 6 介護事業所の責任者は、期間終了後遅滞なく、対象介護ロボットの評価と意見を介護事業所内職員との協議の上でまとめ、市へ提出すること。前期借受介護事業所は、後期の介護事業所募集に際し、説明又は講習の講師を岡山市から求められた場合、派遣に協力すること。

(報告の義務)

第9条 介護事業所責任者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、速やかに市及び市委託業者指定窓口に報告しなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に異動が生じたとき
 - (2) 貸与された対象介護ロボットの一部又は全部を毀損又は滅失したとき
 - (3) 申請者が行政処分を受けたとき
 - (4) 介護事業所が事業を休止又は廃止しようとするとき
 - (5) 介護事業所が行政処分を受け、又は指定更新の申請が受理されないなど指定が失効したとき
 - (6) その他の事情により、見込みどおり対象介護ロボットの使用を継続できなくなったとき（担当職員の離職などにより、見込みどおりの運用が期待できない、又は見込んでいた要介護者が体調を崩す等でその後適当な被験者が見当たらないなど、当初の運用計画どおりでない場合を含む。）
- 2 前項の報告を受けた場合、市は介護事業者に事情を聴取し、その後の貸し出しについて協議する。

(利用決定の取り消し)

第10条 市長は、次に掲げる各号事項のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって対象介護ロボットの貸付けを受けたとき
 - (2) この実施要綱に違反したとき
 - (3) 介護事業所が事業を休止又は廃止したとき
 - (4) 介護事業所が行政処分を受けたとき、又は指定更新の申請が受理されないなど指定が失効したとき
 - (5) 前条の報告を受け、継続が妥当でないと判断したとき
 - (6) その他市長が適当でないと認めたとき
- 2 市長は、前条又は前項の規定により取り消す場合は、岡山市介護ロボット普及推進事業利用取消決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。この場合、

取消理由により貸し出し費用相当額を申請者が負担することが妥当であると判断したときは、費用相当額を請求することがある。

(貸与物件の返還)

第11条 申請者は、貸与期間が終了したときは、直ちに貸与物件を市委託業者に返還する。返却の際には、市委託業者の返却を証するものを受け取り、保管することとする。なお、選定介護ロボットに個人情報が含まれるものについては、その記録を全て消去したことを確認し、同様に保管する。

(評価等の報告)

第12条 介護事業所責任者は、介護事業所内職員の評価と意見を取りまとめ、報告書を作成し、貸与期間終了後15日以内に市長に報告する。

2 申請者は事業実施の記録を整備し、5年間保管する。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（台・セット）

受付番号	対象介護ロボット	メーカー、型番	指定窓口	窓口住所等	台数(各期)
1	ペイシェントウォッチャープラス	株式会社アルコ・イーエックス PWS-R3L02	株式会社アルコ・イーエックス	茨城県ひたちなか市津田東4-10-5	8
2	ダーウィン ハコベルデ (DARWING Hakobelude)	ダイヤ工業株式会社 Lサイズ001-1052（腕パーツ）001-0322 Mサイズ001-1053（腕パーツ）001-0323	メディカルクラフトン株式会社	岡山市南区古新田1125	25
3	眠りSCAN	パラマウント株式会社 NH-1520 等	西日本メディカルリンク株式会社	岡山市南区西市114-2	4
4	モーショントレーニングシステムTANO	TANOTECH株式会社	マイクロメイト岡山株式会社	岡山市北区表町1-3-50	4
5	コミュニケーション	ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社 CS6VB 等	東和薬品株式会社岡山営業所	岡山市南区新保1152-1	6